

ID: 5018

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	違反行為に対する措置命令		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第7条の5第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (違反行為に対する措置) 第7条の5 建築許可権者は、前条第1項の規定に違反した者があるときは、その者に対して、その違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。 2 前項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、建築許可権者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、建築許可権者又はその命じた者若しくはその委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。 3 前項の規定により必要な措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1544

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	特定事業参加者の負担金の徴収		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第56条の2第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (特定事業参加者の負担金) 第56条の2 地方公共団体が施行する市街地再開発事業における特定事業参加者は、政令で定めるところにより、権利変換計画又は管理処分計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額の負担金を地方公共団体に納付しなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1545

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	負担金の督促		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第56条の3第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (負担金の滞納処分) 第56条の3 地方公共団体は、特定事業参加者が前条第1項の負担金を滞納したときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1547

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	延滞金の徴収		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第56条の3第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (負担金の滞納処分) 第56条の3 2 前項の督促をするときは、政令で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5022

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	原状回復又は建築物等の移転等の命令		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第66条第4項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (建築行為等の制限) 第66条 4 都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、第一種市街地再開発事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 791

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の徴収		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (費用の徴収) 第99条 市町村長は、前条第1項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第96条第3項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 792

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の納付		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条第3項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (費用の徴収) 第99条 3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する前条第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1546

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	費用の督促		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条第4項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (費用の徴収) 第99条 4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 793

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	特定建築者の決定の取消し		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条の8第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置) 第99条の8 施行者は、特定建築者が建築計画に従って特定施設建築物を建築しなかつた場合においては、その者を特定建築者とする決定を取り消すことができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 794

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	土地の明渡し請求		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条の8第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置) 第99条の8 2 施行者は、前項の規定により同項の決定を取り消した場合においては、特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者に対し、相当の期限を定めて、当該敷地の明渡しを求めることができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 795

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の徴収(第99条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条の8第5項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (費用の徴収) 第99条 市町村長は、前条第1項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第96条第3項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。 (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置) 第99条の8 5 第99条の3第3項の規定は第1項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第98条第1項及び第2項並びに第99条(第2項を除く。)の規定は第3項の場合について準用する。この場合において、第98条第2項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 796

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の納付(第99条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条の8第5項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (費用の徴収) 第99条 3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する前条第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。 (特定施設建築物が建築計画に従つて建築されない場合の措置) 第99条の8 5 第99条の3第3項の規定は第1項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第98条第1項及び第2項並びに第99条(第2項を除く。)の規定は第3項の場合について準用する。この場合において、第98条第2項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1551

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	費用の督促(第99条第4項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条の8第5項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (費用の徴収) 第99条 4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。 (特定施設建築物が建築計画に従つて建築されない場合の措置) 第99条の8 5 第99条の3第3項の規定は第1項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第98条第1項及び第2項並びに第99条(第2項を除く。)の規定は第3項の場合について準用する。この場合において、第98条第2項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 797

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	清算金の徴収		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第104条		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (清算) 第104条 前条第1項の規定により確定した施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、借地権又は建築物の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。同項の規定により確定した施設建築敷地の地代の額と第88条第1項ただし書の規定により支払った地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。 2 第99条の2第3項の規定により特定建築者が特定施設建築物の一部を取得する場合には、施行者は、特定建築者が取得する部分以外の部分に係る特定施設建築物の整備に要した費用の額を政令で定めるところにより確定し、当該費用の額と第99条の6第2項の規定による譲渡の対価の額とに差額があるときは、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1548

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	清算金の督促		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第106条第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (清算金の徴収) 第106条 2 個人施行者以外の施行者は、第104条第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 798

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	延滞金の徴収		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第106条第3項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (清算金の徴収) 第106条 3 前項の督促をするとき、組合にあつては定款で定めるところにより、再開発会社にあつては規準で定めるところにより、地方公共団体又は機構等にあつては政令で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。 【基準】 根拠条文及び政令第43条の規定による。 (延滞金) 第43条 法第106条第3項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額(以下この項において「督促額」という。)が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を控除した額とする。 2 前項の延滞金は、その額が10円未満であるときは、徴収しないものとする。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 799

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	清算金の徴収(第104条第1項の準用)	
法令名称 根拠条項	都市再開発法 第111条	
法令番号	昭和44年法律第38号	
【根拠条文】		
(清算)		
第104条 前条第1項の規定により確定した施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、借地権又は建築物の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。同項の規定により確定した施設建築敷地の地代の額と第88条第1項ただし書の規定により支払った地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。		
(施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則)		
第111条 施行者は、第75条第2項の規定により権利変換計画を定めることが適当でない認められる特別の事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権(第109条の2第3項及び第109条の3第3項に規定する地上権を除く。)が設定されないものとして権利変換計画を定めることができる。この場合においては、第76条、第77条第2項後段及び第3項並びに第88条第1項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。		
第40条第1項、第73条第1項第20号及び第21号並びに第4項ただし書、第77条の見出し、同条第1項、第2項前段及び第4項、第79条第3項、第88条第3項、第102条第1項、第103条の見出し、第108条の見出し、同条第1項	施設建築物の1部等	建築施設の部分
第50条の3第1項第5号、第2項及び第3項、第50条の10第1項、第52条第2項第5号、第56条の2第1項、第58条の2第1項	施設建築物の1部等 又は建築施設の部分	建築施設の部分
第73条第1項第2号、第4号及び第6号、第78条第1項、第89条第1項	施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の1部等	建築施設の部分
第73条第1項第19号、第91条第1項、第103条第1項、第104条第1項	施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の1部等	建築施設の部分
第73条第1項第22号	施設建築敷地又はその共有持分、施設建築物の1部等	建築施設の部分
第75条第3項、第88条第4項	施設建築物の所有を目的とする地上権	施設建築敷地

第 77 条第 1 項	借地権	所有権又は借地権
第 79 条第 1 項	第 2 項又は第 3 項	第 2 項前段
第 81 条	、第 16 号又は第 17 号	又は第 17 号
第 85 条第 4 項	施設建築敷地の共有持分、施設建築物の 1 部等	建築施設の部分
第 88 条第 2 項、第 99 条の 6 第 2 項	地上権	施設建築敷地
第 103 条第 1 項	価額、施設建築敷地の地代の額	価額
第 108 条第 2 項	施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の所有を目的とする地上権、施設建築物の 1 部等	施設建築敷地、建築施設の部分
第 118 条の 32 第 1 項	所有権及び地上権	所有権

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日

平成 28 年 4 月 1 日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 800

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	清算金の徴収		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の24第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (清算) 第118条の24 前条第1項の規定により確定した従前の権利の価額と同項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1549

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	清算金の督促(第106条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の24第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (清算金の徴収) 第106条 2 個人施行者以外の施行者は、第104条第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。 (清算) 第118条の24 2 第105条から第107条まで(第106条第6項を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第105条第1項中「前条第1項」とあるのは「第118条の23第1項」と、「同項」とあるのは「第118条の24第1項」と、第106条第1項及び第2項中「第104条第1項」とあるのは「第118条の24第1項」と、第107条第1項中「第104条第1項」とあるのは「第118条の24第1項」と、「施設建築物の一部」とあるのは「建築施設の部分」と、同条第2項中「第101条第1項」とあるのは「第118条の21第1項」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 801

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	延滞金の徴収(第106条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の24第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (清算金の徴収) 第106条 3 前項の督促をするとき、組合にあつては定款で定めるところにより、再開発会社にあつては規準で定めるところにより、地方公共団体又は機構等にあつては政令で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。 (清算) 第118条の24 2 第105条から第107条まで(第106条第6項を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第105条第1項中「前条第1項」とあるのは「第118条の23第1項」と、「同項」とあるのは「第118条の24第1項」と、第106条第1項及び第2項中「第104条第1項」とあるのは「第118条の24第1項」と、第107条第1項中「第104条第1項」とあるのは「第118条の24第1項」と、「施設建築物の一部」とあるのは「建築施設の部分」と、同条第2項中「第101条第1項」とあるのは「第118条の21第1項」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び政令第43条の規定による。 (延滞金) 第43条 法第106条第3項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額(以下この項において「督促額」という。)が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を控除した額とする。 2 前項の延滞金は、その額が10円未満であるときは、徴収しないものとする。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 802

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	清算金の徴収(第118条の24第1項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の25の2第3項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (清算) 第118条の24 前条第1項の規定により確定した従前の権利の価額と同項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。 (施設建築敷地内の都市高速鉄道に関する特例) 第118条の25の2 3 前項において準用する第109条の3第2項から第5項までの規定により管理処分計画を定めた場合においては、施設建築敷地の都市高速鉄道部分には、当該施設建築敷地の施設建築物に係る第118条の17の規定による公告の日の翌日において、管理処分計画の定めるところに従い、民法第269条の2の規定により都市高速鉄道の所有を目的とする同条第1項の地上権が設定されたものとみなす。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1550

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	清算金の督促(第118条の24第2項・第106条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の25の2第3項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (清算) 第118条の24 2 第105条から第107条まで(第106条第6項を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。 この場合において、第105条第1項中「前条第1項」とあるのは「第118条の23第1項」と、「同項」とあるのは「第118条の24第1項」と、第106条第1項及び第2項中「第104条第1項」とあるのは「第118条の24第1項」と、第107条第1項中「第104条第1項」とあるのは「第118条の24第1項」と、「施設建築物の一部」とあるのは「建築施設の部分」と、同条第2項中「第101条第1項」とあるのは「第118条の21第1項」と読み替えるものとする。 (清算金の徴収) 第106条 2 個人施行者以外の施行者は、第104条第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。 (施設建築敷地内の都市高速鉄道に関する特例) 第118条の25の2 3 前項において準用する第109条の3第2項から第5項までの規定により管理処分計画を定めた場合においては、施設建築敷地の都市高速鉄道部分には、当該施設建築敷地の施設建築物に係る第118条の17の規定による公告の日の翌日において、管理処分計画の定めるところに従い、民法第269条の2の規定により都市高速鉄道の所有を目的とする同条第1項の地上権が設定されたものとみなす。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 803

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	延滞金の徴収(第118条の24第2項・第106条第3項の準用)
法令名称 根拠条文	都市再開発法 第118条の25の2第3項
法令番号	昭和44年法律第38号
【根拠条文】 (清算) 第118条の24 2 第105条から第107条まで(第106条第6項を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。 この場合において、第105条第1項中「前条第1項」とあるのは「第118条の23第1項」と、「同項」とあるのは「第118条の24第1項」と、第106条第1項及び第2項中「第104条第1項」とあるのは「第118条の24第1項」と、第107条第1項中「第104条第1項」とあるのは「第118条の24第1項」と、「施設建築物の一部」とあるのは「建築施設の部分」と、同条第2項中「第101条第1項」とあるのは「第118条の21第1項」と読み替えるものとする。 (清算金の徴収) 第106条 3 前項の督促をするとき、組合にあつては定款で定めるところにより、再開発会社にあつては規程で定めるところにより、地方公共団体又は機構等にあつては政令で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。 (施設建築敷地内の都市高速鉄道に関する特例) 第118条の25の2 3 前項において準用する第109条の3第2項から第5項までの規定により管理処分計画を定めた場合においては、施設建築敷地の都市高速鉄道部分には、当該施設建築敷地の施設建築物に係る第118条の17の規定による公告の日の翌日において、管理処分計画の定めるところに従い、民法第269条の2の規定により都市高速鉄道の所有を目的とする同条第1項の地上権が設定されたものとみなす。	
【基準】 根拠条文及び政令第43条の規定による。 (延滞金) 第43条 法第106条第3項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額(以下この項において「督促額」という。)が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を控除した額とする。 2 前項の延滞金は、その額が10円未満であるときは、徴収しないものとする。	

備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 804

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	物件の移転命令		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の27第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (物件の移転命令) 第118条の27 第二種市街地再開発事業の施行者は、当該第二種市街地再開発事業の施行のため必要があるときは、施行地区内の土地にある物件の所有者で当該物件のある土地に関し施行者に対抗することができる権利を有しないものに対し、相当の期限を定めて、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に関し所有者に対抗することができる権利を有しないものに対し、相当の期限を定めて、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。 2 第98条第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「第96条第3項の場合」とあるのは、「第118条の27第1項の規定により物件の移転又は引渡しが命ぜられた場合」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 805

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	特定建築者の決定の取消し(第99条の8第1項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の28第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置) 第99条の8 施行者は、特定建築者が建築計画に従って特定施設建築物を建築しなかつた場合においては、その者を特定建築者とする決定を取り消すことができる。 (施行者以外の者による施設建築物の建築) 第118条の28 2 第99条の2第2項及び第3項、第99条の3から第99条の9まで並びに第104条第2項の規定は、前項の規定により施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合について準用する。この場合において、第99条の2第2項及び第3項、第99条の3第2項並びに第99条の7中「権利変換計画」とあるのは「管理処分計画」と、第99条の6第2項中「第99条の2第3項」とあるのは「第118条の28第2項において準用する第99条の2第3項」と、「地上権又はその共有持分」とあるのは「施設建築敷地又はその共有持分」と、第104条第2項中「第99条の2第3項」とあるのは「第118条の28第2項において準用する第99条の2第3項」と、「第99条の6第2項」とあるのは「第118条の28第2項において準用する第99条の6第2項」と読み替えるものとする。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 806

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	土地の明渡し請求(第99条の8第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の28第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置) 第99条の8 2 施行者は、前項の規定により同項の決定を取り消した場合においては、特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者に対し、相当の期限を定めて、当該敷地の明渡しを求めることができる。 (施行者以外の者による施設建築物の建築) 第118条の28 2 第99条の2第2項及び第3項、第99条の3から第99条の9まで並びに第104条第2項の規定は、前項の規定により施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合について準用する。この場合において、第99条の2第2項及び第3項、第99条の3第2項並びに第99条の7中「権利変換計画」とあるのは「管理処分計画」と、第99条の6第2項中「第99条の2第3項」とあるのは「第118条の28第2項において準用する第99条の2第3項」と、「地上権又はその共有持分」とあるのは「施設建築敷地又はその共有持分」と、第104条第2項中「第99条の2第3項」とあるのは「第118条の28第2項において準用する第99条の2第3項」と、「第99条の6第2項」とあるのは「第118条の28第2項において準用する第99条の6第2項」と読み替えるものとする。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 807

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の徴収(第99条の8第5項・第99条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の28第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置) 第99条の8 5 第99条の3第3項の規定は第1項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第98条第1項及び第2項並びに第99条(第2項を除く。)の規定は第3項の場合について準用する。この場合において、第98条第2項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。 (費用の徴収) 第99条 市町村長は、前条第1項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第96条第3項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。 (施行者以外の者による施設建築物の建築) 第118条の28 2 第99条の2第2項及び第3項、第99条の3から第99条の9まで並びに第104条第2項の規定は、前項の規定により施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合について準用する。この場合において、第99条の2第2項及び第3項、第99条の3第2項並びに第99条の7中「権利変換計画」とあるのは「管理処分計画」と、第99条の6第2項中「第99条の2第3項」とあるのは「第118条の28第2項において準用する第99条の2第3項」と、「地上権又はその共有持分」とあるのは「施設建築敷地又はその共有持分」と、第104条第2項中「第99条の2第3項」とあるのは「第118条の28第2項において準用する第99条の2第3項」と、「第99条の6第2項」とあるのは「第118条の28第2項において準用する第99条の6第2項」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 808

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の納付(第99条の8第5項・第99条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の28第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置) 第99条の8 5 第99条の3第3項の規定は第1項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第98条第1項及び第2項並びに第99条(第2項を除く。)の規定は第3項の場合について準用する。この場合において、第98条第2項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。 (費用の徴収) 第99条 3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する前条第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないとき認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。 (施行者以外の者による施設建築物の建築) 第118条の28 2 第99条の2第2項及び第3項、第99条の3から第99条の9まで並びに第104条第2項の規定は、前項の規定により施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合について準用する。この場合において、第99条の2第2項及び第3項、第99条の3第2項並びに第99条の7中「権利変換計画」とあるのは「管理処分計画」と、第99条の6第2項中「第99条の2第3項」とあるのは「第118条の28第2項において準用する第99条の2第3項」と、「地上権又はその共有持分」とあるのは「施設建築敷地又はその共有持分」と、第104条第2項中「第99条の2第3項」とあるのは「第118条の28第2項において準用する第99条の2第3項」と、「第99条の6第2項」とあるのは「第118条の28第2項において準用する第99条の6第2項」と読み替えるものとする。			
【基準】 根拠条文と同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1552

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	費用の督促(第99条の8第5項・第99条第4項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の28第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置) 第99条の8 5 第99条の3第3項の規定は第1項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第98条第1項及び第2項並びに第99条(第2項を除く。)の規定は第3項の場合について準用する。この場合において、第98条第2項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。 (費用の徴収) 第99条 4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。 (施行者以外の者による施設建築物の建築) 第118条の28 2 第99条の2第2項及び第3項、第99条の3から第99条の9まで並びに第104条第2項の規定は、前項の規定により施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合について準用する。この場合において、第99条の2第2項及び第3項、第99条の3第2項並びに第99条の7中「権利変換計画」とあるのは「管理処分計画」と、第99条の6第2項中「第99条の2第3項」とあるのは「第118条の28第2項において準用する第99条の2第3項」と、「地上権又はその共有持分」とあるのは「施設建築敷地又はその共有持分」と、第104条第2項中「第99条の2第3項」とあるのは「第118条の28第2項において準用する第99条の2第3項」と、「第99条の6第2項」とあるのは「第118条の28第2項において準用する第99条の6第2項」と読み替えるものとする。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 809

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	公共施設管理者に対する負担金の請求		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第121条第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (公共施設管理者の負担金) 第121条 施行者は、市街地再開発事業の施行により整備されることとなる重要な公共施設で政令で定めるものの管理者又は管理者となるべき者に対し、当該公共施設の整備に要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。 2 前項の規定による費用の負担については、あらかじめ、個人施行者、組合又は再開発会社が施行する市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者の承認を得、その他の市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者と協議し、その者が負担すべき費用の額を事業計画において定めておかなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5044

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	原状回復等の命令		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第76条第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【根拠条文】 (建築行為等の制限) 第76条 4 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 828

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	建築物の移転又は除去費用の徴収		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第78条第2項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【根拠条文】 (移転等に伴う損失補償) 第78条 2 前条第1項の規定により施行者が移転し、若しくは除却した建築物等又は同条第2項の照会を受けた者が自ら移転し、若しくは除却した建築物等が、第76条第4項若しくは第5項、都市計画法第81条第1項若しくは第2項又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条の規定により移転又は除却を命ぜられているものである場合においては、施行者は、前項の規定にかかわらず、これらの建築物等の所有者に対しては、移転又は除却により生じた損失を補償することを要しないものとし、前条第1項の規定によりこれらの建築物等を移転し、又は除却した場合におけるその移転又は除却に要した費用は、これらの建築物等の所有者から徴収することができるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 829

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	仮清算金の徴収		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第102条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【根拠条文】 (仮清算) 第102条 施行者は、第98条第1項の規定により仮換地を指定した場合又は第100条第1項の規定により使用し、若しくは収益することを停止させた場合において、必要があると認めるときは、第94条に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は交付の方法に準ずる方法により徴収し、又は交付することができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 832

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地の指定の取消し		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第117条の2第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【根拠条文】 (住宅先行建設区における住宅の建設) 第117条の2 4 施行者は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第85条の2第5項の規定による指定の取消し、換地計画の変更その他必要な措置を講ずることができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3002

担当部署: 都市建設部 都市整備課

処分の概要	措置命令(第3条の2及び第3条の3の規定により独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業(施行地区が2以上の市町の区域に存するものを除く。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第76条第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【根拠条文】 (建築行為等の制限) 第76条 4 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日